

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業(幼稚園・小・中学校)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために、幼稚園・小学校・中学校に在籍している園児・児童・生徒(教職員等除く。)の給食費の負担を軽減することを目的とする。 ②学校給食費等補助、食糧費 ③物価高騰 40円*(中1197人*199食+小2381人*199食+幼207人*146食) 無償化(市立校)中340円*1197人*199食 小300円*2381人*199食 無償化(市立校以外)中340円*60人*18食*11か月 小300円*20人*18食*11か月 第3子以降 幼稚園児280円*42人*146食 (上記合計259,768千円のうち令和6年度補正予算分での限度額116,518千円を充てる) ④幼稚園・小学校・中学校に在籍しているこどもの保護者	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	第3子以降給食費支援事業(保育園・こども園)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世代を支援するために、保育園・認定こども園の3・4・5歳児クラスに在籍している第3子以降の園児(教職員等除く。)について、給食費の負担を軽減することを目的とする。 ②該当する保護者に対しての補助金を交付する ③4500円*12月*150人 ④保育園・認定こども園の3・4・5歳児クラスに在籍している第3子以降の園児を持つ保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費支援事業(保育園・こども園)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世代を支援するために、私立保育園・こども園に在籍している園児(教職員等除く。)について、給食費の負担を軽減することを目的とする。 ②、私立保育園・こども園/給食支援補助金 ③400円*12月*1165人 ④私立保育園・認定こども園に通園する園児の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業(幼稚園・小・中学校)R7予備費分	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために小学校・中学校に在籍している児童・生徒(教職員等除く。)の給食費の負担を軽減することを目的とする。(事業No5の「給食費無償化事業(幼稚園・小・中学校)」のうち幼稚園分及び物価高騰分を本事業から外す) ②学校給食費等補助、食糧費 ③無償化(市立校)中340円*1197人*199食 小300円*2381人*199食 無償化(市立校以外)中340円*60人*18食*11か月 小300円*20人*18食*11か月 (259,769千円ー116,518千円(R6限度分)=143,251千円(一般財源)であったが、その分をR7補正予算で対応する) ④小学校・中学校に在籍しているこどもの保護者	R7.4	R8.3